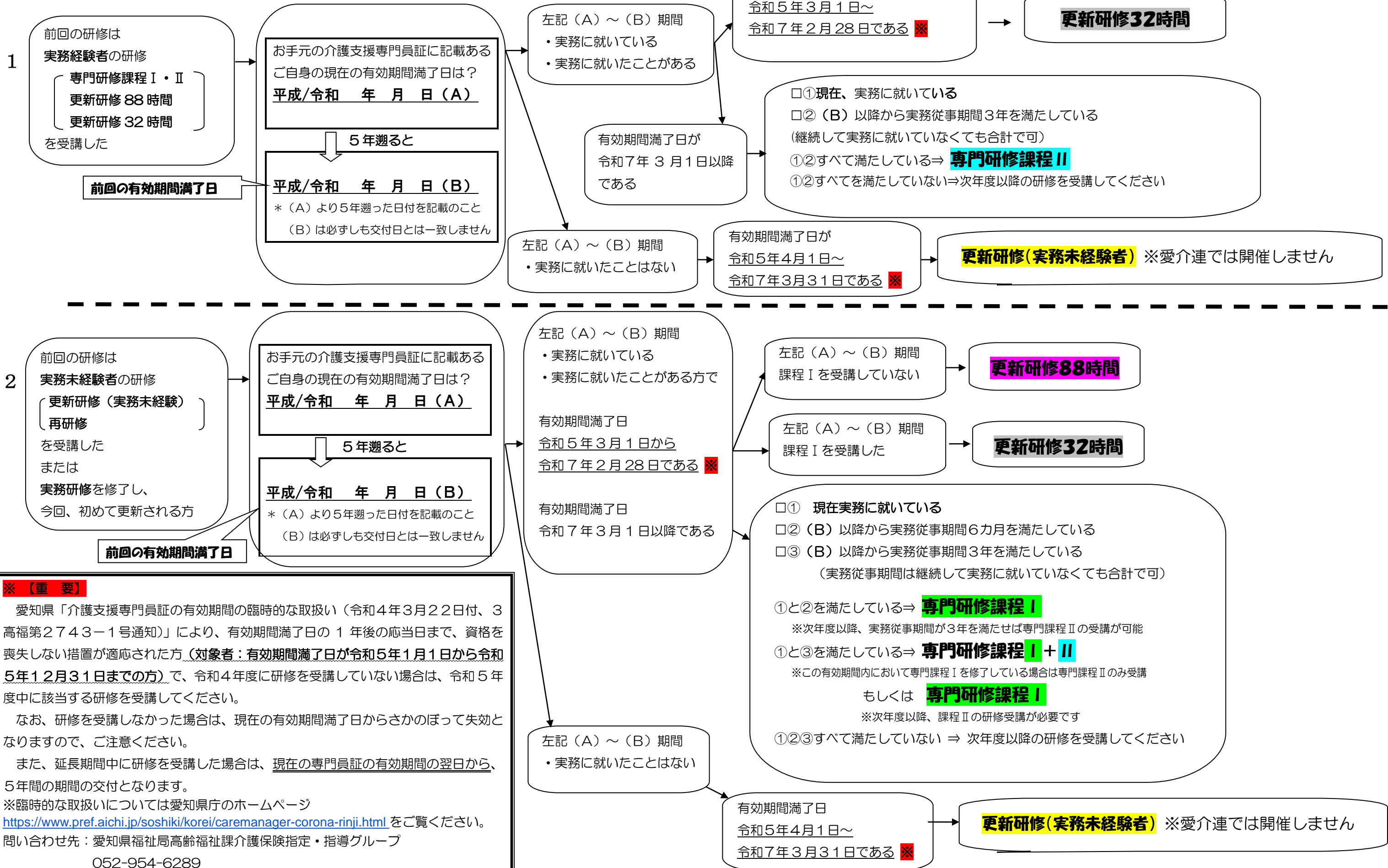


更新に必要な研修のフローチャート【令和5年度版】



※【重要】

愛知県「介護支援専門員証の有効期間の臨時的な取扱い（令和4年3月22日付、3高福第2743-1号通知）」により、有効期間満了日の1年後の応当日まで、資格を喪失しない措置が適応された方（対象者：有効期間満了日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの方）で、令和4年度に研修を受講していない場合は、令和5年度中に該当する研修を受講してください。

なお、研修を受講しなかった場合は、現在の有効期間満了日からさかのぼって失効となりますので、ご注意ください。

また、延長期間中に研修を受講した場合は、現在の専門員証の有効期間の翌日から、5年間の期間の交付となります。

※臨時的な取扱いについては愛知県庁のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/caremanager-corona-rinji.html> をご覧ください。

問い合わせ先：愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ
052-954-6289